

情報公開審査会の答申概要（答申第 35 号）

- 1 対象公文書 金沢城址公園菱櫓等復元主要構造材製作業務委託、
 県単金沢城址公園菱櫓等復元主要構造材製作業務委託（その 2）、
 県単金沢城址公園菱櫓等復元主要構造材製作業務委託（その 3）
- 2 対象公文書の所管所属 土木部公園緑地課
- 3 異議申立て等の経緯
 (1) H16. 10. 7 公開請求 (4) H17. 1. 7 諮問
 (2) H16. 10. 19 不存在決定 (5) H18. 1. 20 答申
 (3) H16. 12. 16 異議申立て
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
対象公文書について、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第 11 条 第 2 項（不存在）</p>	<p>実施機関は、本件業務委託文書の保存期間については、文書管理規程に基づき、工事の執行・検査の保存期間に準じて 5 年と定め、平成 16 年 3 月 31 日で 5 年を経過したので、廃棄処分にしたとしている。</p> <p>一方、異議申立人は、金沢城復元工事の文書が、一般的な 5 年の保存期間で廃棄され不存在としたことは理解できないと主張しているため、以下検討する。</p> <p>1 公園緑地課の作成・公表しているファイル基準表（平成 10 年度）には「第 4 分類 1 公園整備事業、ファイル基準簿冊名 2 公園整備委託業務、保存期間 5 年」と記載されていることが認められる。</p> <p>2 保存期間は延長できるが、実施機関は、納入された木材については建築工事施工業者に引渡し、施工業者においても加工段階で木材の良否を確認の上、使用していることから、保存期間を延長する必要がないと判断したとしている。</p> <p>また、異議申立人は産地等に関する書類は永久保存すべきと主張しているが、本件業務委託の特記仕様書によると、特に産地等を指定していないことが認められる。</p> <p>このような業務委託の内容からすると、実施機関が保存期間を延長しなかったことが特に妥当性を欠くとは認められない。</p> <p>3 異議申立人は、平成 10 年の段階では松材は納入されておらず、1 年後に納入されており、説明に 1 年のずれがあるとしているが、「復元工事に関する契約一覧」によると、完成日及び検査日はいずれも「H 11. 3. 31」と記載されている。</p> <p>したがって、平成 16 年 3 月 31 日で保存期間の 5 年を経過することになると認められる。</p> <p>4 異議申立人は、公園緑地課で廃棄されたとする書類を示され見たとしているが、実施機関はそのような事実はないとしており、これを覆すに足る事実は認められない。</p> <p>以上のことから、本件請求文書を実施機関が保有していると認めることはできない。</p>

- 5 審議経過 審査回数 8 回

(別 紙)
答申第35号

答 申 書

平成18年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成16年10月7日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・金沢城址公園菱櫓等復元主要構造材製作業務委託
- ・県単金沢城址公園菱櫓等復元主要構造材製作業務委託（その2）
- ・県単金沢城址公園菱櫓等復元主要構造材製作業務委託（その3）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成16年10月19日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

当該文書は平成9年度及び10年度に作成された5年保存の公文書であるため、平成16年4月に廃棄し現存しない。

3 異議申立て

異議申立人は平成16年12月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は平成17年1月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨

は、おおむね次のとおりである。

- (1) いやしくも、これから250年後まで残さなければならない金沢城復元工書の文書が、一般的な5年の保存期間で廃棄され不存というものが、理解できない。
- (2) 五十間長屋の梁の松材については、軟松の問題、立枯材の問題などたくさん問題がある。どういう人が検査したのか、記録ぐらいい残しておくべきでなかったか。また、産地等に関する書類は、永久保存すべきではないか。なお、県が作成した復元工事報告書の中には、木材検査の写真が2、3枚載っているが、写真が悪く参考にならない。
- (3) 実施機関は、平成9年、10年の書類だから5年経過したので平成16年4月に廃棄したとしているが、平成10年の段階では木材契約をしていないので、丸太は納入されていない。1年後にようやく納入されており、実施機関の説明との間に1年のずれがある。
- (4) 平成16年6月に公園緑地課へ行った時、課長が資料を山にして、この書類を見た限り検査は十分にしている。梁の松材に立枯材は使用していないし、ゾウムシなどの虫は入っていないとの説明を受けた。平成16年4月に廃棄したとする書類について、同年6月から8月までの間に2、3回、2、3人が見ている。
- (5) 五十間長屋に行くと虫がぼとぼと落ちてきた。このように梁から大量の虫が発見され、青変菌によると見られる変色があることから、立枯材と思われる。虫が入るといふことは、死んだ木に入るといふことであり、それが立枯材の証拠となる。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求文書は、石川県文書管理規程（平成14年石川県訓令第7号、以下「文書管理規程」という。）に基づき、保存期間を5年としていた。これは、文書管理規程では工事の執行・検査に関する文書の保存期間は5年となっており、本件請求文書は委託業務であるが、この基準に準じて定めたものである。
- (2) 県に納入された松材等の木材は建築工事施工業者に引渡し、施工業者においても加工段階で木材の良否を確認の上、建築工事に使用していることから、保存期間を延長する必要はないと判断した。関連資料としては、復元工事報告書の形でも残してある。
- (3) 本件請求文書は、平成9年度及び平成10年度の業務委託に係るものであり、その業務完了日は平成11年3月31日になっている。したがって、平成16年3月31日で5年を経過したので、廃棄処分にした。
- (4) 異議申立人は本件請求文書を平成16年6月以降に県から提示されたと主張しているが、そのような事実はない。平成16年6月に公園緑地課に来庁の際、調査の申し入れがあり、6月18日の電話による問い合わせに対して、平成14年10月の調査により立枯材は混入していないことを確認している旨回答した。公園緑地課への来庁は、6月1日、2日、11日の3日で1人か2人である。

(5) なお、専門家に現地調査を依頼し、確認をしてもらったところ、松材の変色は青変菌によるものであるが、松材全てに見られる可能性のあるもので、立枯材との断定は困難である、との見解であった。また、虫穴が少し見られる梁が数本あるが、使用に際しては虫がいないことを確認し、更に穴部分に防虫・殺虫処理を行っている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件公開請求に係る公文書は、金沢城址公園菱櫓等復元主要構造材製作業務委託に関する文書である。

3 本件請求文書の不存在について

実施機関は、本件請求文書の保存期間については、文書管理規程に基づき、委託業務に関する公文書であるが、工事の執行・検査の保存期間に準じて5年と定めたものであると説明している。また、本件請求文書は平成9年度及び平成10年度の業務委託に係るものであり、その業務完了日は平成11年3月31日になっており、平成16年3月31日で5年を経過したので、廃棄処分にしたとしている。

一方、異義申立人は、金沢城の復元工事文書が一般的な5年の保存期間で廃棄され不存在というのが理解できない旨主張しているので、以下検討する。

(1) 県の文書管理は、現在、文書管理規程が適用されているが、平成14年3月31日以前は石川県処務規程（昭和33年石川県訓令第9号、以下「処務規程」という。）の中に文書管理に関する規定があり、それに基づき管理されてきた。文書保存期間基準に関しては、処務規程と文書管理規程とは同じ内容となっている。なお、文書管理規程が施行された平成14年4月1日時点で現に保管されている文書については、それ以前の文書も文書管理規程が適用されるものと解される。

(2) 文書管理規程では、保存期間については永年保存、10年保存、5年保存、3年保存、1年保存、1年未満保存の6つの区分があり、別表2の中に工事の執行・検査の保存期間は5年と定められている。また、文書管理規程（以前は処務規程）では、所属長は毎年度当初に固有文書ファイル基準表を作成しなければならないと定められており、公園緑地課の作成・公表しているファイル基準表（平成10年度）には「第4分類 1公園整備事業、ファイル基準簿冊名 2公園整備委託業務、保存期間 5年」と記載されて

いることが認められる。

- (3) 文書管理規程では、保存期間を延長できる旨の規定が設けられているが、納入された木材については建築工事施工業者に引渡し、施工業者においても加工段階で木材の良否を確認の上、使用していることから、実施機関は保存期間を延長する必要がないと判断したとしている。また、異議申立人は産地等に関する書類は永久保存すべきと主張しているが、本件業務委託の特記仕様書によると、「使用する木材は、原則として県内産とすること。但し、経済性を勘案して県内産で不可能な場合は、県外産等で対応すること。」と記載されており、特に産地等を指定していないことが認められる。このような業務委託の内容からすると、実施機関が保存期間を延長しなかったことが特に妥当性を欠くとは認められない。
- (4) 異議申立人は、平成10年の段階では松材は納入されておらず、また、1年後によく納入されており、説明に1年のずれがあるとしているが、「金沢城の菱櫓、五十間長屋、橋爪門続櫓復元工事に関する契約一覧」によると、完成日及び検査日はいずれも「H11. 3. 31」と記載されている。したがって、実施機関の説明するとおり、平成16年3月31日で保存期間の5年を経過することになると認められる。
- (5) 異議申立人は、平成16年6月から8月までの間に、公園緑地課で廃棄されたとする書類を示され、2、3回見ているとしているが、実施機関は異議申立人側への説明などで、本件請求文書を示したことはないとしており、この説明を覆すに足りる事実は認められない。

したがって、本件請求文書を実施機関が保有しているものと認めることはできない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人が、異議申立書等の中で主張しているその他の主張等については、本件を審査するに当たって、直接、関わりのあるものとは認められない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 1. 7	○ 諮問を受けた。(諮問案件第59号)
17. 2. 14	○ 実施機関(土木部公園緑地課)から理由説明書を受理した。
17. 3. 8	○ 異議申立人から意見書を受理した。
17. 6. 10 (第125回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 7. 14 (第126回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 8. 25 (第127回審査会)	○ 実施機関の職員から意見聴取を行った。
17. 9. 15 (第128回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
17. 10. 27 (第129回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 11. 17 (第130回審査会)	○ 事案の審議を行った。
17. 12. 15 (第131回審査会)	○ 事案の審議を行った。
18. 1. 12 (第132回審査会)	○ 事案の審議を行った。